

令和 7 年度
償却資産（固定資産税）申告の手引き

指宿市内で事業をされ、償却資産（事業用の資産）を所有されている方は、資産の多少にかかわらず、毎年期限までに申告書の提出が必要です。

この「手引き」を参照の上、償却資産の申告書を提出してください。

提出期限：令和 7 年 1 月 31 日（金）

- ・ 期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、お早めに提出してください。
- ・ 可能な限り郵送や eTAX で申告して下さるようご協力をお願いします。
- ・ 昨年までと資産の増減がない方、廃業や事業承継、市外転出などがあった方につきましても、申告書の提出が必要です。



【申告書の提出先・お問い合わせ先】

指宿庁舎 指宿市役所 税務課 固定資産税家屋係（⑧番窓口）

〒891-0497 指宿市十町 2424 番地

電 話：0993-22-2111（内線 227・228）

F A X：0993-24-4342

山川庁舎 市民福祉課 市民税務係 〒891-0504 指宿市山川新生町 35 番地

電 話：0993-34-1111

開聞庁舎 市民福祉課 市民税務係 〒891-0692 指宿市開聞十町 2867 番地

電 話：0993-32-3111

指 宿 市

《目 次》

1 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方	1
(2) 申告方法と提出書類	1
(3) 申告書の提出期限	2
(4) 申告書の提出先	2
(5) 留意事項	2

2 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは	4
(2) 償却資産と家屋の違い	5
(3) 申告が必要な償却資産	6
(4) 償却資産の耐用年数	8
(5) 非課税及び課税標準の特例に該当する資産	9
(6) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について	10
(7) 先端設備等の特例について	12

3 償却資産の評価と課税

(1) 償却資産の評価方法	14
(2) 償却資産の課税までの流れ	14
(3) 償却資産評価額の算出方法	15

償却資産のよくある質問	16
-------------	----

4 償却資産申告書の記載例

・ 初めて申告される方の記載例【申告書】	18
・ 初めて申告される方の記載例【増加資産・全資産用明細書】	19
・ 以前より申告されている方の記載例【申告書】	20
・ 以前より申告されている方の記載例【増加資産・全資産用明細書】	21
・ 以前より申告されている方の記載例【減少資産用明細書】	22
・ 太陽光発電設備を設置されている方の記載例【申告書】	23
・ 太陽光発電設備を設置されている方の記載例【増加資産・全資産用明細書】	24

1 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

個人や法人で商店や工場などを経営している方、農業・漁業を営んでいる方、アパートや駐車場などを貸し付けている方など、指宿市内で事業を行っている方で償却資産をお持ちの方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在での資産所有状況の申告をお願いします。

《注意事項》

次の方も申告が必要です。必要事項をご記入の上、申告書を提出してください。

○前年度から資産の増減がない方

○前年度において免税（課税標準額が 150 万円未満）の方や、今年度において免税になると思われる方

○廃業・解散・事業承継・転出などがあった方

(2) 申告方法と提出書類

申告方法と提出書類

	対象となる方	申告方法	提出書類
全 資 産 申 告	○初めて申告される方 ○令和 6 年 1 月 2 日以降に新規に事業を始めた方 ○企業や関与税理士の電算処理により申告される方	令和 7 年 1 月 1 日現在に所有している償却資産を全て申告してください。	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（複写式） （増加資産・全資産用）
増 減 申 告	○増加または減少した資産がある方	令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までの間に、増加または減少した資産を全て申告してください。	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（複写式） （増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（複写式） （減少資産用）
	○増加または減少した資産がなかった方	申告書右下の備考欄に「増減なし」と記載して申告してください。	① 償却資産申告書
	○解散・廃業・事業承継・転出などがあった方	申告書右下の備考欄に「解散」「廃業」などをした旨と「年月日」を記載して申告してください。	① 償却資産申告書 ③ 種類別明細書（複写式） （減少資産用）

○eLTAX（電子申告）をご利用ください

インターネットを通じてオフィスやご自宅から簡単に申告ができるため、混みあう窓口に出かける必要がなく、郵送料金もかかりません。eLTAX のホームページから申告書等の作成・送信を行うための eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）を無料でダウンロードできますので、ぜひご利用ください。詳しくは、eLTAX ホームページ（ <https://www.eltax.lta.go.jp/> ）をご覧ください。

(3) 申告書の提出期限

令和7年1月31日（金）

(4) 申告書の提出先

指宿市役所 税務課 固定資産税家屋係（⑧番窓口）〒891-0497 指宿市十町 2424 番地

電 話：0993-22-2111（内線 227・228） F A X：0993-24-4342

山川庁舎 市民福祉課 市民税務係 〒891-0504 指宿市山川新生町 35 番地

電 話：0993-34-1111

開聞庁舎 市民福祉課 市民税務係 〒891-0692 指宿市開聞十町 2867 番地

電 話：0993-32-3111

※申請書を郵送で提出される方で控えの返信を希望される場合は、110 円切手（枚数が多くなる場合は必要に応じた分）を貼付した返信用封筒を同封してください。

(5) 留意事項

① 未申告または虚偽の申告をされた場合

償却資産の申告は、地方税法第 383 条により償却資産の所有者に義務付けられています。

正当な理由がなく申告されなかった場合や虚偽の申告をされた場合には、地方税法及び指宿市税条例により過料などの罰則規定が設けられておりますので、正しい申告にご協力をお願いします。

② 税務署へ申告した「減価償却費」の資産について、市への申告漏れはありませんか？

市では地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、国税資料の閲覧を行っています。

毎年、「税務署へ『減価償却費』として申告している対象資産が、指宿市へ申告されていない」といった事例が見受けられますので、申告漏れが無いようご確認をお願いします。

③ 実地調査へのご協力をお願い

地方税法第 353 条の規定に基づき、物件や帳簿書類の実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、実地調査に伴い修正申告をお願いする場合がありますが、その際、過年度にさかのぼって課税する場合がありますので、あらかじめご承知ください。

④ 個人番号（マイナンバー）・法人番号について

「個人番号（マイナンバー）・法人番号」の記載が必要になりますので、申告書の右上にある記載欄へ、通知された番号（個人番号 12 桁、法人番号 13 桁）を記入してください。

また、個人番号記載の方については、個人番号が確認できるマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードおよび身分証明ができるものをお持ちのうえ申告してください。

⑤ eLTAX（電子申告）について

申告時に種類別明細書の「取得価額」「取得年月日」「耐用年数」「特例区分」などの誤入力および未入力が見受けられますので、間違いのないようにご確認をお願いします。

⑥ 太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）について

個人や法人が家屋の屋根や土地などに太陽光パネルを設置して売電する場合、設置した太陽光パネルなどの設備は固定資産税（家屋または償却資産）の対象となる場合があります。
設置状況を確認し、償却資産に該当する場合は以下の事項をご参照のうえ申告書をご提出ください。

【設置者と発電規模による申告対象の有無について】

設置者	10kw 以上の太陽光発電設備 （余剰売電・全量売電）	10kw 未満の太陽光発電設備 （余剰売電）
個人 （住宅用）	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量または余剰を売電する場合、売電事業用資産に該当しますので、 申告の対象 となります。	個人での利用を主な目的としたものであり、売電するための事業用資産とはなりませんので、 申告の対象外 となります。
個人 （個人事業主）	会社や個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために太陽光発電を設置した場合は、事業の用に供している資産として、発電出力量や全量または余剰売電されているか否かにかかわらず、償却資産として 申告の対象 となります。	
法人	事業の用に供している設備となりますので、発電出力量や、売電（余剰・全量）されているか否かにかかわらず償却資産として 申告の対象 となります。	

※申告が必要となる場合は、毎年1月1日（賦課期日）現在において、償却資産の所在地の市町村長へ1月末日までに償却資産の所有状況を申告してください。

○対象となる償却資産

太陽光パネル（家屋の屋根材と一体となっている場合を除く）、架台、パワーコンディショナー、送電設備、電力量計など

○設備設置後の土地の税額変更

太陽光発電設備が設置された土地については、登記地目が「山林」や「畑」等であっても課税地目を「雑種地」（家屋の屋根や屋上に設置している場合は「宅地」課税のまま）として評価します。そのため、太陽光発電設備の固定資産税額以外に、土地の固定資産税・都市計画税額も変更となる場合があります。

※ 特例措置については、10 ページをご覧ください。

2 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

地方税法第341条により、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額（減価償却費）が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産やその他の政令で定める資産以外のものと規定されています。

○償却資産の種類とその例

種 類		資産の名称
1	構 築 物	舗装路面（駐車場含む）、塀、堆肥舎、屋外給排水設備、門・塀、フェンス、ビニールハウス、その他土地に定着した土木設備など
	建 物 附 属 設 備	建築設備、冷暖房設備、テナント入居者が施した内装・内部造作（店舗内装設備など）※①
2	機 械 及 び 装 置	太陽光発電設備、食品製造加工機械、農業用設備、ブルドーザーなどの建設機械、大型特殊自動車（分類番号 0、00～09、000～099 ナンバーのもの）※②
3	船	漁船、遊漁船、モーターボート、ヨットなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプターなど
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフトなどの大型特殊自動車（分類番号「9、90～99、900～999 ナンバーのもの」）
6	工 具 器 具 及 び 備 品	応接セット、キャビネット、金庫、レジスター、シュレッダー、テレビ、陳列ケース、エアコン、冷蔵庫、机、椅子、漁具、厨房用品、パソコン、看板、自動販売機など

※① テナント入居者が貸ビル、貸店舗などに自らの費用で施した内装、電気、ガス、その他設備については、テナント入居者に償却資産の申告義務があります。

（例）内 装・・・天井、床、内部・外部仕上げ、建具、間仕切りなどの工事

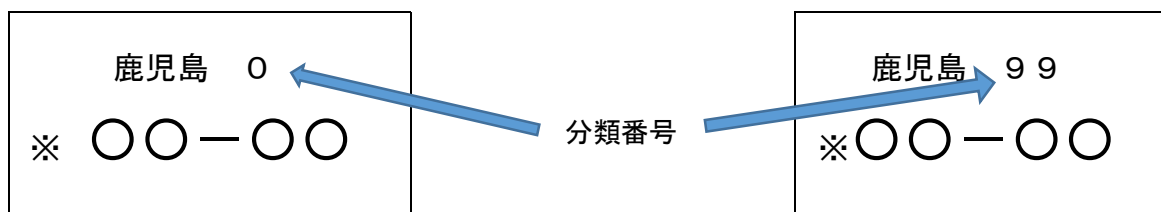
建物附属設備・・・電気、ガス、給排水、衛生、空調、運搬設備などの設備

自己所有家屋の附帯設備（家屋に含めるもの）を改修された場合は償却資産としての申告の必要はありません。

※② 大型特殊自動車のうち

建設機械に該当するもの・・・「0、00～09、000～099」ナンバーのもの

建設機械以外のもの・・・「9、90～99、900～999」ナンバーのもの



(2) 償却資産と家屋の違い

○償却資産と家屋の区分例

設備の種類		償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電気設備	受変電施設	設備一式、配電盤	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	家屋と一体となっていない屋外照明設備（スポットライト、外灯など）	家屋と一体となっている設備（屋内電動配線、屋内照明設備など）
	動力配電設備	工場用または業務用動力配線設備	左記以外の設備
	インターホン設備	インターホン機器（部屋同士を結ぶもの）	ドアホン設備（屋外と屋内を結ぶもの）
	電気時計設備	時計、配電盤などの装置・器具類	
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
給排水設備		特定の生産または業務に供する設備	屋内の設備
空調設備		ルームエアコンなど	家屋と一体となっている設備（ビルトインエアコンなど）
消火設備		消火器、ホース及びノズル、避難器具、屋外消火栓設備など	スプリンクラー設備、屋内消火栓設備など
運搬設備		工場などのベルトコンベアー、クレーンなど	エレベーター、エスカレーター、気送管設備など
洗濯設備		顧客の要求に応じるサービス設備	左記以外の設備
その他と特殊な設備		簡易間仕切、看板、広告塔、医療機器設備、厨房設備	

○家屋と家屋の附帯設備の所有者が異なる場合

貸ビルや貸店舗などを借り受けて事業を営んでいる方（テナントなど）が、自らの費用により施工、または譲渡などによって取得した内装、造作、建築設備などで事業の用に供することができる資産については地方税法第 343 条第 10 項及び指宿市税条例第 54 条第 8 項により、貸ビルなどを借り受けて事業を営んでいる方を所有者とみなし、その内装、造作、建築設備などを償却資産とみなして課税することとなります。

この場合、貸ビルなどを借り受けて事業をされている方が、施工または譲渡などによって取得した資産について償却資産を申告してください。

(3) 申告が必要な償却資産

令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる資産で、以下に該当するものは申告をしてください。

○申告が必要な資産

償却済資産	減価償却が終わり、残存価格のみ帳簿に計上されているもの
遊休資産	一時的に稼働を休止しているが、維持補修が行われているもの
未稼働資産	稼働はしていないが、すでに完成していて事業の用に供しうる状態にあるもの
簿外資産	会社の帳簿には記載されていないが、事業の用に供しているもの
建設仮勘定中の資産	一部が完成し、その部分が事業の用に供しているもの
福利厚生のに供される資産	間接的にでも、事業の用に供していると言えるもの
改良費	改良費のうち、資本的支出として計上したものは、新たな資産取得とみなし本体とは独立した取扱いとなります
大型特殊自動車	自動車税・軽自動車税の対象となっていないもの
租税特別措置法を適用して即時償却している資産	中小企業者などが租税特別措置法の損金算入の特例を適用して取得した30万円未満の減価償却資産

○申告の必要がない資産

(軽)自動車税の対象資産	自動車、軽自動車、小型特殊自動車など、自動車税及び軽自動車税の対象となる資産
生物	※ただし、観賞用・興行用に使用されているものは申告対象です。
無形減価償却資産	営業権、著作権、会員権、漁業権、電話加入権、ソフトウェアなど
繰延資産	開業費、研究費などの土地改良関係費用など
棚卸資産	商品、仕掛品、原材料、貯蔵品など
用途廃止資産	生産方式の変更、機能の劣化、旧式化などで現在使用されておらず廃棄同様にあるもの
一括償却資産	取得価額が20万円未満で税務会計上その金額が事業年度ごとに一括して3年間、損金または必要な経費に算入された資産
少額減価償却資産	・耐用年数が1年未満の資産 ・取得価額が10万円未満で税務会計上その金額が一時に損金または必要な経費に算入された資産

(参考) 取得価額と償却方法による申告対象の一覧

取得価額	償却方法と申告の要否			
	通常償却	即時償却	一括償却	少額減価償却
30 万円以上	【課税対象】 (申告が必要)			
20 万円以上 30 万円未満		【課税対象】 (申告が必要)		
10 万円以上 20 万円未満			【課税対象外】 (申告の必要なし)	
10 万円未満				【課税対象外】 (申告の必要なし)

(参考) 固定資産税と国税の取扱いの違い

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度（決算期）
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却	認められません	認められます
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
陳 腐 化 償 却 (耐用年数の短縮)	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 5 %	残存価額（備忘価額） 1 円
改良費（資本的支出）	区分評価 (改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価)	原則区分評価 (一部合算評価も可)
一 括 償 却 資 産	認められます	認められます
中小企業者の少額資産の 損 金 算 入 の 特 例 (租 税 特 別 措 置 法)	認められません (金額にかかわらず)	認められます

(4) 償却資産の耐用年数

償却資産の耐用年数は、総務大臣の告示である固定資産評価基準で定められており、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。

○主な償却資産の耐用年数例 ※素材や用途または業種等により異なる場合があります。

課税対象となる主な償却資産と耐用年数								
事務系	事務用机・椅子・キャビネット	金属製	15 年	飲食業	広告用看板		10 年	
		その他	8 年		飲食店業用設備		8 年	
	パソコン(サーバー用除く)		4 年		厨房用品	陶磁器製・ガラス製	2 年	
	ファクシミリ		5 年			その他	5 年	
	コピー機		5 年		冷蔵庫		8 年	
	エアコン		6 年		業務用電子レンジ		8 年	
農 業 畜産業	収穫用機械		7 年		理容業 美容業	カラオケ		5 年
	家畜管理器具		7 年			理容業・美容業用設備		13 年
	野菜洗浄機		7 年	看板		3 年		
	堆肥舎		17 年	マネキン人形		2 年		
	繁殖用肉用牛		6 年	応接セット		5 年		
	豚		3 年	消毒殺菌機		5 年		
	ビニールハウス	金属造	14 年	タオル蒸器		5 年		
		木造	5 年	パーマ器		5 年		
		その他	8 年	冷蔵ストッカー		4 年		
漁 業	船舶法第4条～第19条の適用を受ける	木船(漁船)	6 年	小売業	陳列ケース	冷凍・冷蔵機能付き	6 年	
		軽合金船	9 年			その他	8 年	
		FRP 船	7 年		冷蔵庫		6 年	
	GPS		5 年		レジスター		5 年	
	船外機		5 年		自動販売機		5 年	
	漁具		3 年		ガソリンスタンド設備		8 年	
	水産養殖業用設備		5 年		不動産業	舗装路面	アスファルト	10 年
	魚群探知機		5 年	コンクリート			15 年	
	建設業	ブルドーザー		8 年		太陽光	受発電設備	
パワーショベル		8 年	簡易物置		7 年			
発電機		15 年	太陽光発電設備 (売電目的で設備を稼働させているもの)		17 年			

※ 各資産の耐用年数については、管轄の税務署にお問合せください。

（５）非課税及び課税標準の特例に該当する資産

地方税法第 348 条では、国・都道府県・市町村などが無償で借受け、公用または公共の用に供する固定資産などについて、非課税とすることが規定されています。

また、税負担の軽減を図るため地方税法第 349 条の 3 ならびに地方税法附則第 15 条において課税標準の特例が定められており、該当する償却資産は固定資産税が軽減されます。

非課税及び課税標準の特例に該当する資産については、申告の際に種類別明細書の摘要欄に適用条項を記載し、関係書類を添付して申告してください。

○主な課税標準の特例（地方税法の一部抜粋）

適用条項	資産区分	範 囲	特例率	添付書類
法第 349 条の 3	第 3 項	農業協同組合などが取得した共同利用に供する機械及び装置	1/2	※ 1
	第 4 項	主として遠洋区域を航行区域とする船舶	1/6	※ 2
		準外航船舶として総務省令で定めるもの	1/4	
第 5 項	その他の船舶（内航船舶）	外航船舶、準外航船舶以外の船舶（専ら遊覧の用に供するもの、その他の総務省令で定める快遊船・遊漁船などを除く）	1/2	※ 2
法附則第 15 条	第 2 項	再生可能エネルギー発電設備（風力、水力、地熱、バイオマス）	次ページ参照	※ 3
		再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）		※ 4
第 4 項	先端設備等に該当する償却資産	中小事業者等が令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等【最長 5 年間適用】	12 ページから 13 ページ参照	

- ※ 1 課税標準の特例適用申請書及び政府の補助金、貸付などの申請書、法定通知書などの写し
- ※ 2 課税標準の特例適用申請書及び動力船舶登録票、船舶国籍証書、船舶検査証書などの写し
- ※ 3 課税標準の特例適用申請書及び経済産業省の認定通知書、電力受給契約確認書などの写し
- ※ 4 課税標準の特例適用申請書及び再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書などの写し

（６）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

風力、水力、地熱、バイオマス、太陽光（固定買取制度の認定を受けて取得された太陽光発電設備を除く）を利用した再生可能エネルギー発電設備のうち対象設備を所有している方は、固定資産税における課税標準額の特例を受けることができます。申請手続きを行い、課税標準の特例が適用されると、特例割合に応じて課税標準額が減額されます。

なお、風力、水力、地熱、バイオマス発電設備については「経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けた発電設備」、太陽光発電設備については「再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの」が特例対象となりますので、ご注意ください。

○再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例率

税制改正により取得時期や特例率などが変更される場合があります。

発電設備	出力	R6. 4. 1～R8. 3. 31 特例率
風 力	20kw 以上	2/3
	20kw 未満	3/4
水 力	5,000kw 以上	3/4
	5,000kw 未満	1/2
地 熱	1,000kw 以上	1/2
	1,000kw 未満	2/3
バイオマス	1 万 kw 以上	2/3(※1)
	1 万 kw 未満	1/2
太 陽 光	1,000kw 以上	3/4
	10kw 以上 1,000kw 未満	2/3

※1 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは 6/7

○対象設備

次の条件を満たすものが対象となります。

【風力・水力・地熱】

- ・ 固定価格買取制度の認定を受けた発電設備
- ・ 令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得したものであること

【バイオマス】

- ・ 固定価格買取制度の認定を受けた発電設備で発電出力が 2 万 kw 未満のもの
- ・ 令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得したものであること

【太陽光】

- ・ 固定価格買取制度の認定を受けていない発電設備で 10kw 以上のもの
- ・ 再生可能エネルギー事業者支援に係る補助を受けて設置した自家消費型発電設備
- ・ 令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得したものであること

○特例期間

特例が適用される期間は、その設備に対して新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限ります。

○申請書類

次の書類を提出してください。

- ・償却資産申告書（課税標準の特例欄「有」へ○印）
- ・種類別明細書
- ・固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る申請書
- ・経済産業大臣の再生可能エネルギー発電設備認定書

【風力・水力・地熱・バイオマスの場合、次の資料を追加】

- ・電力会社との電力供給契約に関する通知（写し）

【太陽光の場合、次の資料を追加】

- ・「一般社団法人環境共創イニシアチブ」が発行した再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金決定通知書（写し）

【注意】

- ・太陽光発電設備設置に伴う「フェンス工事」も償却資産の申告対象です。ただしフェンス工事部分は再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例対象ではありません。

（７）先端設備等の特例について

中小企業等経営強化法（旧生産性向上特別措置法）による先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち、一定の要件を満たした場合、地方税法において、新規取得設備に係る固定資産税（償却資産分）の特例を受けることができます。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、特例期間が最長５年間にあります。

○対象者

次の条件を満たすものが対象となります。（大企業の子会社等を除く中小企業等）

◎資本金もしくは出資金の額が１億円以下の法人

◎資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が１,０００人以下の法人

◎常時使用する従業員数が１,０００人以下の個人

○対象設備

種 類	最低取得価格
機械装置	160 万円以上
測定工具及び検査工具	30 万円以上
器具備品	30 万円以上
建物附属設備 ※家屋と一体で課税されるものは対象外	60 万円以上

《要件》

- ①年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
※償却資産として課税されるものに限る。
- ②中古資産でないこと
- ③生産、販売活動等の用に直接供されるものであること

○取得期間

令和５年４月１日から令和７年３月３１日までに取得したものであること

○特例措置

適用条項		区分	特例期間	特例率
法 附 則 第 １ ５ 条	第 ４ ４ 項	賃上げ表明なし	３年間	1/2
		賃上げ表明あり	令和６年３月末までに取得した機械装置等	1/3
			令和７年３月末までに取得した機械装置等	

○申請書類について

特例を受けるためには課税標準の特例適用申請書に、一定要件を満たしている証明書等を添付する必要があります。

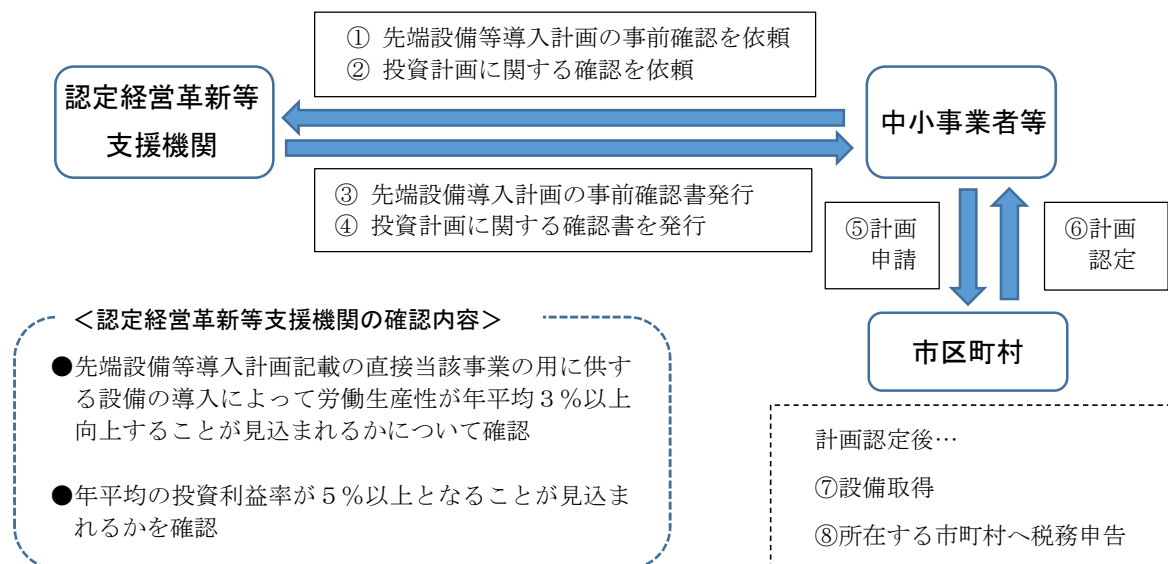
- ・ 認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し ※認定フロー③
- ・ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し ※認定フロー④
- ・ 市（商工水産課）が発行した導入計画認定書の写し ※認定フロー⑥

【リース会社が特別措置法を受ける場合は、次の資料を追加】

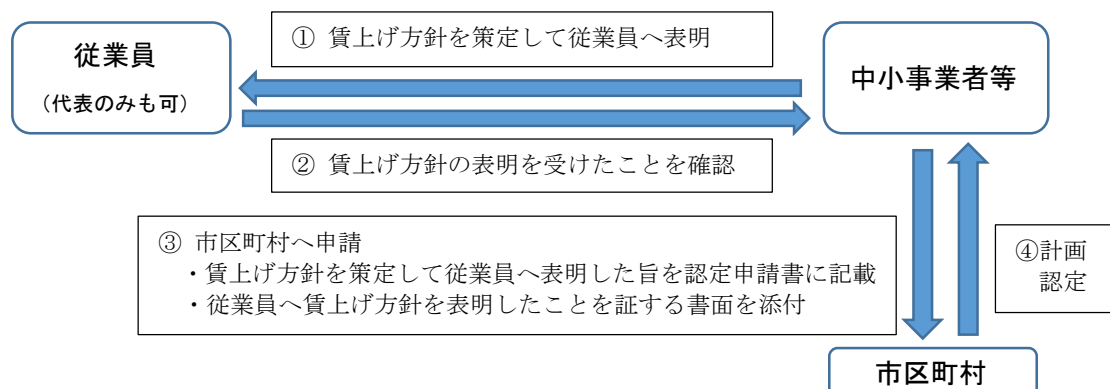
- ・ リース契約見積書の写し
- ・ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

○固定資産税の特例について（認定フロー）

～投資利益の要件について～



～賃上げ方針の表明について～



※各様式は中小企業庁ホームページ（ <https://www.chusho.meti.go.jp> ）からダウンロードできます。

3 償却資産の評価と課税

(1) 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得価額、取得年月及び耐用年数をもとに、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮し、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出して行います。

(2) 償却資産の課税までの流れ

① 償却資産申告書の提出・受付



① 税額の計算

- ・ 評価額の算出・・・次のページ「(3) 償却資産評価額の算出方法」に記載のとおり資産ごとに評価額を計算します。
- ・ 課税標準額の算出…【(資産ごとの) 評価額の合計＝課税標準額】となります。
ただし、課税標準の特例の適用がある場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものとなります。
- ・ 税額の算出・・・課税標準額（決定価格）に税率をかけて税額を計算します。
税率は1.4%です。



② 免税点の判定

課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は、税額が発生しません。
なお、免税点未満の場合であっても申告は必要ですので、ご注意ください。



③ 固定資産課税台帳の閲覧

償却資産の価格などが決定された後、償却資産課税台帳に登録されます。
課税台帳は毎年4月1日から5月31日の間、指宿庁舎税務課⑧番窓口、または山川庁舎及び開聞庁舎市民税務係にて無料で閲覧することができます。



④ 納税通知書の発送

納税通知書は、毎年5月上旬に発送します。
納期限は5月・7月・10月・12月のそれぞれの末日で、年4回です。

(3) 償却資産評価額の算出方法

償却資産の評価額は、申告していただいた個々の資産の取得年月、取得価額及び耐用年数によって下記の算式により算出します。

ただし、計算の結果、評価額が取得価額の5%を下回った場合には、取得価額の5%がその資産の評価額になります。

前年中に取得した資産の場合	前年前に取得した資産の場合
取得価額 $\times$ (1 - $r/2$) = 評価額	前年度評価額 $\times$ (1 - r) = 評価額

※ $r/2$ の数値処理は、小数点以下第4位を四捨五入します。

※ 額を算出する際は、1円未満の端数は切り捨てます。

※ 「 r 」は耐用年数に応じた減価率で、下記「(参考) 償却資産の減価残存率表」の(r)の率です。

【計算例】

(例)「令和5年7月」に「5,000,000円」で太陽光発電設備を設置した場合の令和6年度、令和7年度の評価額と税額の算出方法は？

8ページの耐用年数表より、太陽光発電設備の耐用年数は「17年」なので

【令和6年度分】

評価額：5,000,000円 $\times$ (1 - 0.127/2) = 5,000,000 $\times$ 0.936 = 4,680,000円

税 額：4,680,000円 $\times$ 1.4% (税率) = 65,520円

【令和7年度分】

評価額：4,680,000円 $\times$ (1 - 0.127) = 4,680,000 $\times$ 0.873 = 4,085,640円

税 額：4,085,640円 $\times$ 1.4% (税率) = 57,198円

(参考) 償却資産の減価残存率表

耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中 取得	前年 取得			前年中 取得	前年 取得			前年中 取得	前年 取得
		$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	26	0.085	0.957	0.915
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880				
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886				

償却資産のよくある質問

質 1：以前から事業を行っていましたが、償却資産申告書が初めて送られてきました。申告しなければならないのですか？また、送られてこない場合は申告をしなくてもいいのですか？

答：登記制度のある家屋や土地とは違い、償却資産は登記制度がなく自治体で把握が困難なため、地方税法の規定により所有者が償却資産所在地の市町村に申告する制度となっています。申告書が届かなくても、事業用資産をお持ちの法人・個人は、償却資産の申告を自ら行う義務がありますので、申告をお願いします。

質 2：毎年、税務署へ法人税（または所得税）の申告をしているのに、市にも申告が必要なのはなぜですか？

答：税務署への申告は「法人税または所得税（国税）」の申告で、そこで申告する減価償却資産は「減価償却費を経費」として計上するためのものです。

一方、今回申告していただく償却資産の申告は「固定資産税（市税）」としての申告ですので、税務署（国）とは別に市への申告が必要です。

質 3：前年と資産は同じ場合でも、申告は必要ですか？

答：必要です。前年度から資産の増減がない場合や、課税標準額が 150 万円に満たない（免税点未満）場合や減価償却済みの資産であっても申告をしていただく必要があります。

質 4：7月に廃業しましたが、申告は必要ですか？

答：必要です。毎年 1 月 1 日以前に廃業や譲渡により所有する資産が無くなった場合には、その旨を申告書の備考欄に記載してください。

質 5：リースにより機械を導入しましたが、納税義務者は誰になりますか？

答：償却資産の納税義務者は、1 月 1 日現在で償却資産を所有している方です。したがって、償却資産のリースを受けている場合の納税義務者は、資産の所有者であるリース会社となります。ただし、リース期間終了後に無償で譲渡されることを条件に借りている場合や、所有権の留保されている割賦販売の場合などは、その実質的な所有権が賃借人（買主）にあると考え、申告・納税については賃借人（買主）がすることとされています。

質 6：種類別明細書における償却資産の取得年月日はいつになりますか？

答：償却資産の所有権を取得し、かつ、事業の用に供することができる状態となった時期（基本的に事業を開始した月、太陽光設備等の場合は稼働した月）が取得年月となります。

質7：トラクターを購入しましたが、償却資産の申告対象となるのでしょうか？

答：自動車税・軽自動車税の対象となる自動車などは、償却資産としての申告対象とはなりません。トラクターについては、最高速度が35 km/hを超えない場合は小型特殊自動車として軽自動車税の対象となるため、償却資産の対象となりませんが、35 km/hを超える場合は大型特殊自動車となるため、償却資産の対象となります。ホイールローダーなどの特殊自動車についても、下記の基準を参考にしてください。

(参考) 大型特殊自動車と小型特殊自動車

自動車の構造及び原動機			自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産
			長さ	幅	高さ		
イ	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパ、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、自動車の車体が屈折して走行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度 15Km/時未満のもの	4. 70m	1. 70m	2. 80m	小型特殊自動車	非該当
		自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度 15Km/時以上のもの	以下	以下	以下	大型特殊自動車	該当
		上記以外のもの					
ロ	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業車	最高速度 35 km/時未満のもの	—	—	—	小型特殊自動車	非該当
		最高速度 35 km/時以上のもの				大型特殊自動車	該当
ボールトレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	該当

表イに該当する自動車の場合は、最高速度15Km/時以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。

質8：複数で所有している資産は、どのように申告すればいいですか？

答：単独所有の資産とは別に申告が必要です。共有者で按分した取得価格では申告はできませんので、その際は共有者から代表者を決めて「代表者名 外〇名」として申告してください。固定資産税がかかる場合は、単独名義の納付書とは別に「代表者名 外〇名」という表示で納付書を作成します。

質9：所有者が亡くなりました。どうすればいいですか？

答：継続して使われる方（配偶者・子など）がいる場合は、申告書の所有者欄を新所有者名に訂正し、備考欄に「旧所有者名と亡くなられた日付」を記入し、提出してください。翌年度から新所有者名で申請書を送付します。また、今後使われる予定がない場合は、備考欄に「旧所有者死亡により廃業」と記入し、提出してください。

個人の場合：住所・氏名
法人の場合：本社・本店の所在地、法人名及び
代表者名を記入してください。

法人の場合：本社・本店の所在地、法人名及び、

代表者名を記入してください。

令和7年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

担当者の氏名、電話番号を記載してください。

各項目について、該当する方を○で囲んでください。

2 か所以上資産がある場合は、それぞれの所在地を記入してください。（別紙でも構いません。）

種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載した取得価額を資産の種類別に記載してください。

【評価額（ホ）】 【決定価格（ヘ）】 【課税標準額（ト）】

電算処理により全資産申告される場合は、記入してください。

令和7年1月15日

指宿市長 殿

受付印

住所
1 住 所
〔又は納税通知書送付先〕
(ふりがな)
有 指宿市十町1000番地

氏名
2 氏 名
〔法人にあっては、代表者等の氏名及びその地位、代表権を有する者の氏名〕
(ふりがな)
有限会社 いすゞき園芸 代表取締役 山川 一郎

取得価額
前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したものの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ)
計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)
2,900,000
2,900,000
11,250,000
0
0
0
0
0
0
0

評価額
評 価 額 (ホ) 決 定 価 格 (ヘ) 課 税 標 準 額 (ト)
0 14,150,000 14,150,000

資産の種類
1 構築物
2 機械及び装置
3 船 舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 土地、建物及び附属物
7 合計

明細書(増加全資産用)にした取得価額を種類別に記載ください。

【評価額(ホ)】 【決定価格(ヘ)】 【課税標準額(ト)】
は記入する必要はありません

記入例
いすゞきじょうよう
指宿市十町1000番地
(電話) 0993-22-XXXXX
ゆうげんがいしゃ いすゞきぎえん芸 代表取締役 山川 一郎
(屋号)

事業内容
3 個人事業又は法人事業
4 事業種目
(資本等の金額)
5 事業開始年月
6 この申告に対応する方の氏名及び氏名
7 税理士等の氏名
経理課 関田 二郎
(電話) 0993-32-XXXXX
指宿会計事務所 担当:OO
(電話) 0993-24-XXXXX

支払金
8 短期前年秋の承認
9 増加償却の償出
10 非課税該当資産
11 課税標準の特例
12 特別償却又は広域記録
13 税務委員会上の検討方法
14 青色申告
有・無
有・無
有・無
有・無
有・無
有・無

所有権
15 市内における事業所等資産の所在地
16 借用資産(有・無)
17 事業所用家屋の所有区分
18 備考(添付書類等)
指宿市十町○○
貸主の名称等
自己所有・借家

住所
指宿市

○初めて申告される方の記載例（増加資産・全資産明細書）

令和○年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）記入例										所有者名		1枚のうち	
資産コード												有限会社 いぶすき園芸		1枚目	
行番	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	増加事由	摘要				
01	1	ビニールハウス	1	4 17 01	2,000,000	08				1② 3・4					
02	1	ハウス修理代	1	4 19 05	900,000	08				①② 3・4					
03	2	トラクタ （小型特殊自動車以外）	2	4 24 02	1,000,000	07				1② 3・4					
04	2	太陽光発電設備10.3kW （十町2424）	2	4 28 03	10,000,000	17				①② 3・4					
05	2	動力噴霧器	2	5 01 05	250,000	07				①② 3・4					
小計					14,150,000						指宿市				

【資産の種類】

1. 構築物・建物附属設備

2. 機械及び装置

3. 船舶

4. 航空機

5. 車両及び運搬具

6. 工具、器具及び備品

【資産の名称等】

文字や数字は枠内に明確に記入してください。

※「〃」や「同上」は不可です。

【取得年月（年号）】

平成は「4」

令和は「5」と記載してください。

【取得価格】

資産を取得するために支出した金額を記載してください。

※圧縮記帳は認められていませんので、圧縮する前の「実際の取得額」を記載してください。

【増加事由】

1. 新品取得

2. 中古品取得

3. 異動による受入

4. その他

0

○以前より申告されている方の記載例（増加資産・全資産明細書）

令和○年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）記入例										所有者名		1枚のうち	
所有者コード												有限会社 いぶき園芸		1枚目	
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	課税標準額	増加事由	摘要			
01	1	ビニールハウス	1	4 17 01	2,000,000	08					1② 3・4				
02	1	ハウス修理代	1	4 19 05	900,000	08					①2 3・4				
03	2	トラクタ （小型特殊自動車以外）	2	4 24 02	1,000,000	07					1② 3・4				
04	2	太陽光発電設備10.3kW（十町2424）	2	4 28 03	10,000,000	17					①2 3・4				
05	2	動力噴霧器	2	5 01 05	250,000	07					①2 3・4				
		小計			14,150,000							指宿市			

【資産の種類】

1. 構築物・建物附属設備

2. 機械及び装置

3. 船舶

4. 航空機

5. 車両及び運搬具

6. 工具、器具及び備品

【資産の名称等】

文字や数字は枠内に明確に記入してください

※「〃」や「同上」は不可です。

【取得年月（年号）】

平成は「4」

令和は「5」と記載してください。

【取得価格】

資産を取得するために支出した金額を記載してください。

※圧縮記帳は認められていませんので、圧縮する前の「実際の取得額」を記載してください。

【増加事由】

1. 新品取得

2. 中古品取得

3. 異動による受入

4. その他

○以前より申告されている方の記載例（減少資産明細書）

令和○年度		種類別明細書（減少資産用）記入例										所有者名		1枚のうち	
所有者コード												有限会社 いぶき園芸		1枚	
行番	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要				
					年	月									
01	1	0002008	ビニールハウス	1	4	07 12	1,500,000	08		1・②・3・4	①・2				
02	6	0005005	パソコン	1	4	15 04	348,000	04		1・2・③・4	①・2				
03	6	0011002	キャビネット	2	4	05 10	200,000	05		1・②・3・4	1・②	取得価額50万円(数量5)のうち20万円(数量2)分減少			
				小計			2,048,000						指宿市		

【資産の種類】

1. 構築物・建物附属設備

2. 機械及び装置

3. 船舶

4. 航空機

5. 車両及び運搬具

6. 工具、器具及び備品

【資産の名称等】

文字や数字は枠内に明確に記入してください。

※「〃」や「同上」は不可です。

【取得年月（年号）】

平成は「4」

令和は「5」と記載してください。

【取得価格】

資産を取得するために支出した金額を記載してください。

※圧縮記帳は認められていませんので、圧縮する前の「実際の取得額」を記載してください。

【摘要】

一部減少の場合、その内容を記載してください。

減少事由が「その他」の場合、その事由を記載してください。

（例：〇〇市へ異動 等）

○太陽光発電設備を設置されている方の記載例

令和○年度

所有者コード

種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例

所有者名
指宿 太郎

1枚のうち
1枚目

名前または名称を記載してください。

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率コード	課税標準額	増加事由	摘要
01	2		太陽光発電設備10.3kW(十町〇〇)	1	5 5 4	5,200,000	17					1・2	
02												3・4	
03												1・2	
04												3・4	
05												1・2	
												3・4	
			小 計			5,200,000							指宿市

【資産の種類】
1. 構築物・建物附属設備
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

【資産の名称等】
文字や数字は枠内に明確に記入してください。
確認のため「出力kW」と、「設置場所」の記載をお願いします。
※指宿市十二町、指宿市十町、指宿市関十町など、設置場所の記載時は誤りがないかご注意ください。

【取得年月（年号）】
平成は「4」
令和は「5」と記載してください。

【取得価格】
資産を取得するために支出した金額を記載してください。
※圧縮記帳は認められていませんので、圧縮する前の「実際の取得額」を記載してください。

【増加事由】
1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 異動による受入
4. その他